# 3-3 所得種類別課税状況

### (1) 利子所得等の課税状況

(1) 利子所得等の課税状況										
				課移	分 分	非 課	税 分	合	計	
	区	分	支	払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
公		信	ŧ	6, 970, 960	1, 045, 644	5, 598, 778	132, 057, 267	144, 627, 005	1, 045, 644	
社		億	Ĭ	13, 322, 333	1, 998, 350	5, 547, 909	90, 433, 083	109, 303, 325	1, 998, 350	
	郵	便 貯 釒	X.	212, 703, 313	31, 905, 497	26, 752, 615	827, 120	240, 283, 048	31, 905, 497	
預貯金	銀	行 預 金	A51	113, 216, 033	16, 982, 405	2, 276, 348	13, 969, 960	129, 462, 341	16, 982, 405	
16 71 亚		以外の金融機関の預金	Ž	30, 232, 620	4, 534, 893	1, 798, 451	37, 024, 414	69, 055, 485	4, 534, 893	
	勤	務 先 預 金	Ž	9, 670, 453	1, 450, 568	24, 397	-	9, 694, 850	1, 450, 568	
合同運	用信	託の収益の分酉	2	3, 492, 953	523, 943	3, 143, 385	63, 543	6, 699, 881	523, 943	
公社債	投資	信託の収益の分配	2	802, 200	120, 330	229	178	802, 607	120, 330	
	小	計		390, 410, 865	58, 561, 630	45, 142, 112	274, 375, 565	709, 928, 542	58, 561, 630	
定期積	金の	給付補てん金等	ř	11, 617, 333	1, 742, 600	1	66, 072	11, 683, 405	1, 742, 600	
匿名組合分配、	合契約	]等に基づく収益の 分保険等の差益	É	4, 707, 574	352, 607	492	-	4, 708, 066	352, 607	
割引	債	の 償 還 差 益	É	-	-	-	-	-	-	
		計		406, 735, 772	60, 656, 837	45, 142, 604	274, 441, 637	726, 320, 013	60, 656, 837	

調査対象等:平成18年2月から平成19年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

		支 払	金額		
年 分	課税分	非 課	税 分	総額	源泉徴収税額
	味 忱 刀	障害者等及び財形貯蓄	その他	<b>水</b> 心 (()()	
	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	1, 460, 119, 891	403, 533, 195	359, 880, 565	2, 223, 533, 651	218, 021, 756
平成15年分	935, 309, 661	280, 448, 859	361, 658, 612	1, 577, 417, 132	140, 187, 606
平成16年分	797, 818, 674	211, 978, 546	349, 930, 646	1, 359, 727, 866	119, 420, 286
平成17年分	634, 953, 667	86, 218, 461	349, 106, 257	1, 070, 278, 385	94, 519, 366
平成18年分	406, 735, 772	45, 142, 604	274, 441, 637	726, 320, 013	60, 656, 837

### (3) 配当所得の課税状況

(0) HL = // TN 0 PRADENCE							
区分	一般調	果 税 分	非 課 税 分	特例税率	函	合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	1, 494, 637, 054	245, 166, 591	186, 309, 778	224, 635, 918	16, 082, 610	1, 905, 582, 750	261, 249, 201
投資信託(公社債投資信託及び公募な 社債等運用投資信託を除く。)及び報 定目的信託の収益の分配		361	123, 327	1, 296, 258	121, 101	1, 453, 716	121, 462
合 計	1, 494, 671, 185	245, 166, 952	186, 433, 105	225, 932, 176	16, 203, 711	1, 907, 036, 466	261, 370, 664

調査対象等: 配当等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(配当等の支払調書)」及び平成18年2月から平成 19年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

### (4) 配当所得の累年比較

年分		支 払 金		額		源泉徴収税額	
<del>Т</del> Л	一般課税分非	課 税 分	源泉分離課税適用分	特例税率適用分	総額	你水似水饭饭	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成14年分	819, 175, 392	105, 617, 881	16, 485, 422		941, 278, 695	169, 560, 167	
平成15年分	808, 829, 742	121, 419, 244	10, 431, 858		940, 680, 844	130, 909, 987	
平成16年分	827, 501, 715	122, 208, 016	-		949, 709, 731	126, 936, 045	
平成17年分	1, 270, 635, 194	157, 821, 109		181, 974, 280	1, 610, 430, 583	219, 133, 673	
平成18年分	1, 494, 671, 185	186, 433, 105		225, 932, 176	1, 907, 036, 466	261, 370, 664	

## (5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
	千円						千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	645, 315, 985					<b>45,</b> 0	57, 447

調査対象等:平成18年2月から平成19年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて 作成した。

## 大阪国税局 源泉所得税2 (H18)

#### (6) 給与所得及び退職所得の課税状況

	D.	分	官	公 庁	₹ (	の 他	合	計
	区	ガ	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
			千日	千円	千円	千円	千円	千円
	俸糸	合・給料・賞与	4, 989, 085, 128	236, 984, 548	34, 881, 967, 265	1, 561, 376, 612	39, 871, 052, 393	1, 798, 361, 160
給与所得	日尾	星労働者の賃金	8, 472, 317	235, 313	313, 010, 065	6, 797, 595	321, 482, 382	7, 032, 908
		計	4, 997, 557, 445	237, 219, 861	35, 194, 977, 330	1, 568, 174, 207	40, 192, 534, 775	1, 805, 394, 068
退	職	所 得	435, 491, 217	8, 242, 544	2, 387, 111, 431	43, 706, 578	2, 822, 602, 648	51, 949, 122
災害減免法	まによ	り徴収猶予したもの	_	-	-	-	-	-

調査対象等 給与等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

### (7) 給与所得及び退職所得の累年比較

	俸	給	· 給	料 •	賞	与
年 分	官	· 广	そ 0	0 他	合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	5, 443, 432, 156	250, 010, 214	37, 824, 147, 031	1, 308, 836, 897	43, 267, 579, 186	1, 558, 847, 111
平成15年分	5, 129, 971, 958	231, 668, 522	33, 398, 687, 501	1, 282, 486, 519	38, 528, 659, 459	1, 514, 155, 041
平成16年分	4, 773, 534, 919	225, 799, 096	33, 094, 585, 939	1, 348, 142, 521	37, 868, 120, 858	1, 573, 941, 617
平成17年分	4, 763, 922, 655	216, 615, 628	32, 907, 713, 013	1, 401, 502, 208	37, 671, 635, 668	1, 618, 117, 836
平成18年分	4, 997, 557, 445	237, 219, 861	35, 194, 977, 330	1, 568, 174, 207	40, 192, 534, 775	1, 805, 394, 068

年 分	退職	所 得			
	支払金額	源泉徴収税額			
	千円	千円			
平成14年分	3, 808, 600, 488	81, 129, 167			
平成15年分	2, 911, 960, 431	62, 974, 968			
平成16年分	3, 497, 105, 751	79, 432, 834			
平成17年分	2, 520, 278, 718	55, 278, 316			
平成18年分	2, 822, 602, 648	51, 949, 122			

### 大阪国税局 源泉所得税2 (H18)

### (8) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	,	人員	支	払	金	額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講復料 等の報酬 又 は 料 金		人 639, 000		117,	495,	千円 462	千円 12, 605, 207
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	È	746, 992		434,	084,	279	45, 891, 328
法第	診 療 報 暫	H	24, 278		412,	137,	239	36, 125, 535
2	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	N/ N	497, 439		317,	124,	596	17, 747, 634
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 又 は 料 金		84, 582		35,	444,	203	3, 579, 235
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 st		54, 693		63,	596,	383	3, 901, 150
	契 約 金 • 賞 金	À.	7, 689		7,	331,	463	569, 317
	小計		2, 054, 673	1,	387,	213,	625	120, 419, 406
法第	203 条 の 2 該 当 ( 公 的 年 金 等 )		1, 662, 289	1,	188,	293,	450	47, 591, 354
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)		1, 396, 071		751,	150,	084	11, 082, 885
法 第 17	4条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)		65			451,	731	30, 085
	計		5, 113, 098	3,	327,	108,	890	179, 123, 730
災害	減免法により徴収猶予したもの	)	-				_	-

対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(報酬・料金・契約金及び 賞金の支払調書)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算 書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

### (9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成14年分	4, 198, 715	2, 831, 610, 883	168, 604, 326
平成15年分	4, 942, 918	3, 115, 997, 257	164, 554, 394
平成16年分	4, 942, 521	3, 126, 947, 827	165, 484, 104
平成17年分	5, 081, 977	3, 267, 979, 675	176, 638, 778
平成18年分	5, 113, 098	3, 327, 108, 890	179, 123, 730

# 大阪国税局 源泉所得税2 (H18)

(10)	<b>非民住者</b> 筌所律	

(10) 非居住者等所得の課税状況											
区 分			支払金額			左のうち租税特別措置法又は租	租税条約に、	より課税の軽減を受け	けたもの		
	人員	課税分	非課税又 は免税分	総額	源泉徴収税額	適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額		
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円		
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	-	2, 343, 697	-	2, 343, 697	239, 386	租税特別措置法又は租税条約 の適用を受けたもの	-	-	-		
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を 除く。)及び特定目的信託の収益の分配	-	263, 731, 255	-	263, 731, 255	16, 911, 926	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-		
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	44, 512	-	44, 512	8, 902						
給 与 · 賞 与 等	14, 162	16, 197, 133	14, 977, 543	31, 174, 676	2, 285, 857	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-		
退 職 所 得	502	3, 534, 387	110, 623	3, 645, 010	476, 795	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-		
役 務 の 報 酬	8, 041	9, 052, 923	683, 296	9, 736, 219	1, 595, 153	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-		
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	1, 227	116, 297, 441	68, 925, 564	185, 223, 005	12, 149, 415	租税条約の適用を受けたもの	601	91, 403, 599	9, 135, 032		
著作権の使用料又はその譲渡による対価	2, 080	7, 624, 744	35, 685, 642	43, 310, 386	756, 376	租税条約の適用を受けたもの	843	5, 480, 429	547, 896		
貸 付 金 の 利 子	517	7, 322, 367	2, 014, 325	9, 336, 692	805, 979	租税特別措置法又は租税条約 の適用を受けたもの	218	2, 944, 788	295, 900		
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	1, 922	2, 686, 311	700, 633	3, 386, 944	520, 737	租税条約の適用を受けたもの	17	22, 243	2, 659		
機 械 等 の 使 用 料	222	647, 181	60, 838	708, 019	76, 072	租税条約の適用を受けたもの	90	218, 246	23, 029		
土地等の譲渡による対価	1, 294	20, 720, 435	ı	20, 720, 435	2, 062, 897						
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	712	2, 419, 973	431, 784	2, 851, 757	443, 026	租税条約の適用を受けたもの	42	273, 607	34, 774		
生命保険契約等に基づく年金	80	58, 783	=	58, 783	3, 406						
賞金	-	924	5	929	150	租税条約の適用を受けたもの	_	_	_		
숌 핡	-	452, 682, 066	123, 590, 253	576, 272, 319	38, 336, 077		1, 811	100, 342, 912	10, 039, 290		

調査対象等:平成19年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」及び 平成18年2月から平成19年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

年分	支 払 金 額		
	総額	総額のうち 非課税又は免税分	源泉徴収税額
	千円	千円	千円
平成14年分	385, 287, 551	24, 860, 828	41, 295, 540
平成15年分	446, 902, 618	19, 750, 527	45, 168, 261
平成16年分	401, 360, 284	23, 857, 218	36, 475, 152
平成17年分	493, 311, 838	118, 831, 362	29, 796, 314
平成18年分	576, 272, 319	123, 590, 253	38, 336, 077